

日田市介護保険条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

災害等の被災者に係る介護保険料の減免について、必要な基準に関し規定するため、所要の措置を講ずること。

2. 主な内容

- ① 第1号被保険者の居住する住宅又は家財の損害程度により、介護保険料（第1号被保険者に限る。）を減免すること。（第3条第1項第1号関係）

前年の合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	損害の程度が半壊・大規模半壊又は10分の2以上10分の5未満のとき	損害の程度が全壊又は10分の5以上のとき
200万円未満であるとき	2分の1	全部
200万円以上であるとき	4分の1	2分の1

- ② 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は障害者となったとき、介護保険料（第1号被保険者に限る。）を減免すること。（第3条第1項第2号関係）

事由	軽減又は免除の割合
死亡したとき	全部
障害者となったとき	10分の9

- ③ 介護保険料の減免の期間は、災害等が発生した日の属する月から起算して1年間の保険料を減免すること。（第3条第2項関係）

3. 施行の時期

この規則は、公布の日から施行し、平成30年7月5日から適用する。（附則関係）

4. 意見公募をしなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に規定する公益上、緊急に規則を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であり、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。